

小松飛行場に係る国際定期便の就航に関する覚書

昭和54年7月28日付「日本と韓国間の新規路線の開設に関する日韓航空当局間の協議に当たつての覚書」に基づき、小松飛行場への日本・韓国間国際定期便の就航に関し、次のとおり了解する。

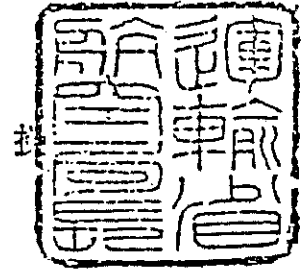
1 防衛庁は、日本側指定航空企業（日本航空株式会社）による小松飛行場を使用しての小松・ソウル間国際定期便の就航を了承する。  
(H18.3.日本航空株式会社 小松飛行場就航) )

2 運輸省は、1の国際定期便の就航にかんがみ同路線に係るチャーター便については小松飛行場の使用を原則として許可しないとの防衛庁の方針を了解する。

3 運輸省は、今後における小松飛行場に係る新たな国際定期路線の開設については、防衛庁が同飛行場の使用を許可しない方針であることに配慮して対処するものとする。

昭和54年11月1日

運輸省航空局長 松 本



防衛庁経理局長 渡 邊 伊

